

美里町

(美里町中央庁舎)



(美里町砥用庁舎)



一 概 況

美里町は、平成一六年一月一日、旧下益城郡中央町と砥用町が合併して誕生した、人口一、三八八(平成二二年国勢調査)、面積約一四四平方キロメートルの町である。北は上益城郡御船町及び甲佐町、南は八代市、東は上益城郡山都町、西は宇城市にそれぞれ接し、熊本市から南東へ約三〇キロの距離にある。

地勢的には、山地丘陵部が多く、総面積の約四分の三を森林が占める中山間地域となっている。西部地区は九州山地の峰々が連なり、一部平坦地を有するが、概して宅地や農地は少なく、住宅地は地域を東西に横切る国道二一八号をはじめとする主要道路に沿って点在している。農地は大部分が丘陵地や傾斜地にある。

南部地域には、標高千メートル級の山岳が連なり、一部は九州中央山地国定公園や県立自然公園にも指定されている。また、一級河川である緑川と釈迦院川、津留川などの支流を多く抱え、流域には緑川ダムや船津ダムを有している。

緑川ダム一帯は、キャンプ場などの宿泊施設のほか、湖面を利用したヨット・カヌー、そのほか体育館やテニスコートなどが整備されている。

産業の中心は農林業で、産品として清らかな水に育まれたかけ干し米やお茶などがあり、地場産品を活用したこんにやくなどの地域特産品づくりに力を入れている。

名所旧跡は多いが、国の重要文化財に指定されている「霊台橋」、水路橋の「雄亀滝橋」、川の合流点に直角に交わる「二俣橋」など、様々な特徴を有する三五基の石橋が点在し、緑川に跨り周囲の緑に映える銀白色の雄大な「内大臣橋」が鮮やかなコントラストをなし、観光客の目を楽しませている。

また、昭和六三年に完成した釈迦院御坂遊歩道は、三、三三三段を有し、日本一の石段として知られ、この石段を利用した宣言タイムレース「アタック・ザ・日本一」には、県内外から多くの参加者が訪れている。

本庁機能は、中央庁舎及び砥用庁舎とともに新町の本庁舎とし、二年ごとに町長室や議会が移動する全国的にも珍しい「分庁・定期移動方式」を採用していたが、平成二三年九月定例町議会で、中央庁舎を本庁舎とする改正条例が可決(施行日平成二四年一月一日)され、中央庁舎に本庁機能を固定することとなった。

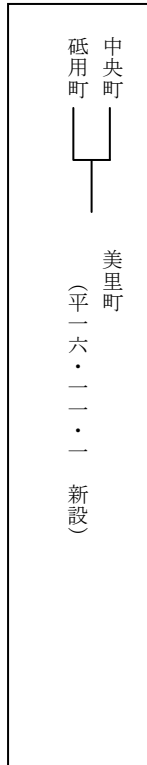
二 町名の由来

中央町、砥用町による宇城東部二町合併協議会は、新町名称候補選定について小委員会を設け、その協議を経た最終候補五点（あけぼの町」「石橋町」「宇城東町」「砥央町」「美里町」）が合併協議会に報告され、第一八回合併協議会において、協議会委員全員による投票の結果、新町の名称は「美里町」と決定された。

この名称が最終候補として推された理由は、「いつまでも美しいふる里であって欲しい」「山紫水明のごとき眺望」「暖かくいつでも帰りたいと思うところ」「山と水に恵まれ、人情味豊かで美しいふる里にしたい」といったものであった。

三 平成の合併検討経緯

1 合併関係市町村の状況



(一) 下益城郡中央町

昭和三〇年一月一日、中山村と年祢村が合併して中央村が誕生し、二度の境界変更を経た後、昭和五〇年に町制を施行し中央町となった。面積は約四二平方キロメートルである。熊本県のほぼ中央部に位置する山間地帯であり、泉村釈迦院の表参道に積み上げられた日本一の石段が良く知られている。

(二) 下益城郡砥用町

昭和三〇年四月一日、砥用町と東砥用村が合併して新・砥用町が誕生し、その後二度の境界変更を経ている。熊本県のほぼ中央、下益城郡の最東端に位置する面積約一〇二平方キロメートルの町である。昭和四六年には緑川ダム・船津ダムが完成し、多目的ダムとして大きな役割を果たし、また、本町は石橋の宝庫としても知られ、西日本最大級の単一拱（アーチ）である霊台橋は国の重要文化財で

ある。

2 検討の経緯

平成一二年三月に公表された県市町村合併推進要綱においては、中央町、砥用町については、下益城郡豊野町（要綱策定当時は「豊野村」）との三町合併パターンが示され、当初この三町で議論が進んだが、豊野町が離脱した。中央町、砥用町において次善策を協議した結果、町勢の似通った二町合併により生活基盤の充実強化を図ることでまとまり、平成一四年二月、任意の合併協議会の設置に至った。同年七月には法定協議会に移行し、新町事務所の位置などについて議論が交わされたが、平成一六年春には概ね協議を終え、平成一六年一月一日、新町「美里町」が誕生した。（第二編「宇城地域」参照）

3 合併協議会における協定事項等

（※基本的協議項目及び合併特例法に規定されている協議項目を記載）

(一) 合併の方式

下益城郡中央町及び砥用町を廃し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併（対等合併）とする。

(二) 合併の期日 合併の期日は、平成一六年一月一日とする。

(三) 新町の名称 新町の名称は、「美里町」とする。

(四) 新町の事務所の位置

1 合併時の取扱いについて

新町の事務所は、両町の庁舎を同格と位置付け活用する分庁方式とし、その上で、二役（町長・助役、総務部門、議会等）が、二年ごとに定期的に移転する方式（以下「分庁・定期移動方式」という。）とする。

また、条例上の事務所の位置は、初回は中央町馬場一〇〇番地とし、合併前の中央町役場を中央庁舎、砥用町役場を砥用庁舎と呼称する。

なお、現在の砥用町役場三本松出張所については、当面、存続することとする。

2 将来の取扱いについて

合併後一〇年以内に分庁・定期移動方式の存続も含めて役場のあり方を

再検討することとし、その際、三本松出張所の存続についても検討するものとする。

(五) 財産及び債務の取扱い

- 1 公有財産については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 2 物品については、現行のまま新町に引き継ぐ。
- 3 財政調整基金及び減債基金については、各町ごとに財政調整基金及び減債基金の合算額六億円を持ち寄る。また、その他の基金についても、「その他の基金の持ち寄り基準」により、新町に持ち寄る。

なお、新町において、旧中央町の地域振興に資するため「中央地域振興基金（仮称）」を設置する。また、「中央地域振興基金（仮称）」の積立額、管理方法などについては、合併時に調整する。

4 債務については、現行のまま新町に引き継ぐ。

(六) 地域審議会の取扱い

市町村の合併の特例に関する法律第五条の四の規定に基づき、新町において、現在の中央町及び砥用町の区域ごとにそれぞれ地域審議会を設置するものとする。

なお、地域審議会の組織及び運営などについては、次のとおりとする。（略）

(七) 議会議員の定数及び任期の取扱い

- 1 地方自治法第九一条第一項で定めることとされている新町の議会議員の定数は、一八人とする。

- 2 議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第七条第一項第一号の規定を適用し、合併後一年六月間、引き続き新町の議会議員として在任する。

(八) 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- 1 農業委員会等に関する法律第七条第一項で定められている新町の農業委員会による委員の定数は、二〇人とする。
- 2 合併の際、農業委員会の選挙による委員で新町の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、市町村の合併の特例に関する法律第八条第一項の規定を適用し、平成一七年七月一九日まで、引き続き新町の農業委員会の選挙による委員として在任する。

(九) 一般職の職員の身分の取扱い

- 1 一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第九条により、すべて新町の職員として引き継ぐものとする。

職員数については、新町において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

- 2 職員の職の設置及び職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に統一する。

- 3 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し、統一を図る。なお、現職員については、現給を保障する。

- 4 再任用制度については、中央町の例による。

(一〇) 地方税の取扱い

- 二町で差異のある税制については、次のとおり取り扱うものとする。

- 1 個人町民税の納期については、地方税法及び市町村条例(例)に定める納期による。

- 2 固定資産税の納期については、地方税法及び市町村条例(例)に定める納期による。

- 3 軽自動車税の納期については、五月一日から同三一日までとする。また、減免については、市町村条例(例)に定めるところによる。

- 4 入湯税の課税免除については、中央町を例として合併時に調整する。

4 合併時の三役及び正副議長

町名	長	助役	収入役	議長	副議長
中央町	長嶺 興也	長井 良二	—	石田 良英	濱田 精一
砥用町	北川 浩一郎	松永 幸市	五瀬 優	津川 幸人	福田 卓美

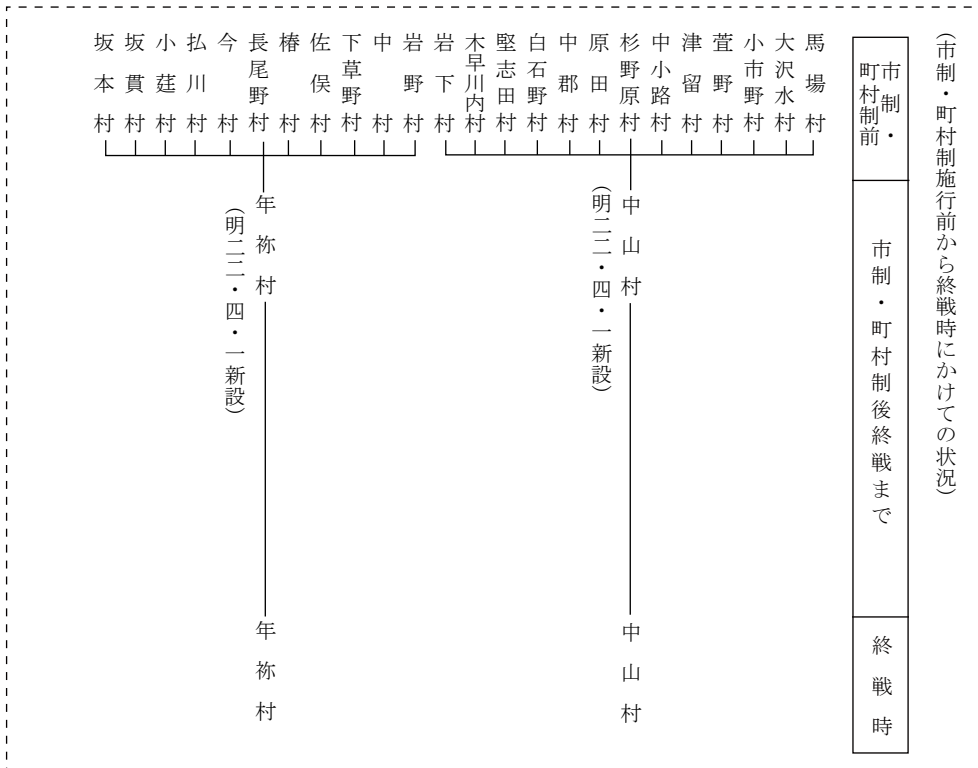
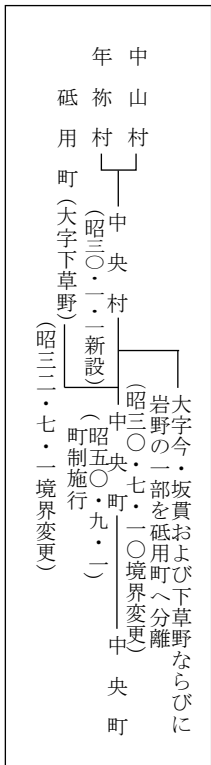
5 合併時の関係町の現況表

区 分	美里町		合併関係町	
	中央町	砥用町	中央町	砥用町
人 口	一三、〇〇六	五、二六	一、六二四	二、五七六
戸 数	四、一九〇	一、二二六	四一七	一、〇二二
面 積	一四四・〇三	四一・七一	四一・七一	一〇二・三三
業 態 の 割 合	第一次産業	一、二二	五二五	六八七
	第二次産業	二、二三	八六八	一、二六四
	第三次産業	二、八五七	一、二〇四	一、六五三
計	六、二〇一	二、五九七	二、五九七	三、六〇四
中学校以上の学校	二	一	〇	一
市町村税納税額(百万円)	六六八	三二二	三二二	三五六
前年度予算総額(百万円)	七、三二〇	二、八五五	二、八五五	四、三六五
生 産 額	第一次産業(百万円)	一、九二六	一、一三七	七八九
	第二次産業(百万円)	六、九三四	四、二〇三	二、七三二
	第三次産業(百万円)	二、〇八九	八、二二六	二、八七三
計	一〇、九四九	一三、五五六	一三、五五六	一六、三九三

四 昭和以前の合併検討経緯

【旧下益城郡中央町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(一) 中山村

元龜、天正（一五七〇～一五九一）のころまでは阿蘇大宮司の領地で、阿蘇四か社領の一つである甲佐大明神の社領であったが、その後小西、加藤の領するところとなり、さらに細川氏の領となった。細川氏は郷荘の制を改めて手永を置いたが、本村地域には豊野、年祢両村の地域とともに中山手永に属することとなり、惣庄屋の会所が堅志田に置かれていた。

明治三年（一八七〇）、藩政改革により手永制を廃止し、中山郷と改称して八区とした。すなわち巢林、糸石を一区、安見、山崎を二区、小熊野を三区、堅志田、大沢水、出目、馬場、中小路を四区、池田、高木、神園、萱野、岩下を五区、木早川内、杉野原を六区、小薙、佐俣、長尾野、石原、小岩野、大岩野、坂貫、今を七区、中村、弘川、坂本を八区とし、各区に里正を置き、その下に与長（または肝入り）がいて、これを補佐していた。五年、八区を改めて三区とし、大沢水以西を一区、以東を二区、原田地区と年祢村地域全体を三区とし、区に戸長、村に総代を置いた。さらに七年の大小区制においては、中山、年祢両村地域は第九大区第九小区となった。

一二年、郡区町村編制法施行により、中山、年祢両村地域は、それぞれ二つの行政区域に分かれ、民選の戸長が統治したが、一七年の改正でそれぞれ両村の地域は馬場村列として一行政区域となつて官選の戸長が置かれた。

二三年の町村制施行により馬場村など一三か村が合併して中山村となった。

(二) 年祢村

明治一二年（一八七九）、郡区町村編制法施行により戸長が民選となった際に、岩野村ほか一〇か村が二行政区域となり、長尾野、小薙、岩野、佐俣、今、坂貫を一地域、椿、弘川、坂本、中、下草野を一地域とした。一七年には一か村が岩野村列にまとめられ、二三年の町村制施行により岩野村ほか一〇か村が合併して年祢村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

中山村と年祢村は昔から同一地区として中山手永に属し、戦前は、堅志田中央高等小学校を、最近では、中山、年祢伝染病院組合等の一部事務組合を設置しており、また、中山村の約三分の一にあたる南部地区は、年祢地区の佐俣阿蘇神社の氏子であり、祖先伝来神社を通じて密接なつながりをもつとともに、住民の人

情、風俗も類似し、往来も頻繁であったため、両村の合併は以前からしばしば話題となっていた。

昭和二八年（一九五三）、県の合併試案として中山村、年祢村の二か村合併試案が示されたので、両村は早速両村議会の合同全員協議会を開催、協議したところ、全員合併を希望し、両村の合併を促進することにした。

その後、両村から村長、助役、農協長、正副議長、囑託員代表等による委員各一二人を選出し、二九年五月三十一日、中山村において第一回の会合を行い、中山村、年祢村合併促進協議会を結成した。

そして、両村は村ごとに、囑託員会、農業委員会等各種の会合を催し、合併の促進を図ったが、そのころ、砥用町においては年祢村を含めた大砥用町の実現を意図し年祢村に宣伝カーをくりだし、あるいはピラを配付するなどして砥用町への合併を呼びかけていた。このため、砥用町に隣接している部落では、砥用町が示した好条件（一定期間納税免除、学童の通学バスの運行等）にひかれ、砥用町と合併を希望する者が現われ、次第にその数は増加するに至った。

同年八月二三日、県は、事態を收拾しようと東部四か町村の町村長および正副議長の会議を招集し、合併については県の試案に基づき、砥用、東砥用、中山、年祢の各町村が平和裡に事務を進めるよう強く要請したが、砥用町長は「来る者はこぼまず。合併は民主主義の原則にのっとり住民の意思に任すべきである。」と主張して互いにゆずらず、結論の出ぬままに散会した。

九月に入り、年祢村における砥用町との合併を希望する者は急激に増加し、砥用町合併促進協議会を結成して氣勢をあげ、中山村との合併に賛成している村議会と対立した。すなわち、関係部落の住民を動員して開会中の議場におしかけ議事を妨害し、議会解散のための署名を開始する等の手段にでた。

このため、年祢村内は険悪な空気となり、一触即発の気配にある部落が多くなつた。

この間、村当局および議会では代表者が紛糾する部落ににかけて説得につとめる一方、合併条件の中に、合併後六か月以内に境界変更を希望する部落については、部落ごとの住民投票により、多数の意思にしたがつて境界変更を決定する旨の一項を加えて反対派を納得させた。このようにして、三〇年一月一日両村が合併して中央村が発足した。

新村が発足するにあたり、新村名を広く合併二か村住民から公募し、合併促進協議会で審議のうえ、決定することにした。募集の結果、総戸数一、七五六戸のうち五一二戸が応募、村名は、一〇五にも達し、そのうち中祢村一〇五、中央村一〇〇、中年村五四がおもなものであった。このうち最も応募数が多い「中祢村」「中央村」の二つを合併促進協議会で投票の結果、中央村一二票、中祢村一一票で「中央村」に決定した。なお、「中央」というのは、この村が熊本県の中央に位置するところからである。

三〇年五月に入り、砥用町に境界変更を希望する大字坂貫、今、下草野および岩野の一部落について合併条件に基づき住民投票を行ったが、その結果に基づき今、坂貫、下草野および岩野の一部部落人口八七二人、面積一五・三八平方キロメートルの境界変更を決定し、同年七月一日砥用町へ編入した。

その後三二年七月に入り、さきに砥用町に編入された下草野部落が児童生徒の教育問題、一般行政上の不便等を理由に中央村復帰を願ったため、両町村が協議の結果、人口六六人、面積〇・五九平方キロメートルについて、再び境界変更を行い、中央村に編入した。

3 合併条件および協定事項

(一) 合併の形式 中山村、年祢村を合体し村とする。

(二) 実施の時期 昭和三〇年一月一日

(三) 新村名 「中央村」

(四) 役場の位置

当分の間中山村役場(中山村大字堅志田四五番地)に置き、新築する場合においては、新議会において、新村の中央の便宜な場所に定める。

(五) 役場出張所

新築移転までの間、現年祢村役場(年祢村大字八四番地)に出張所を置く。ただし、新庁舎設置後は適当な場所に設ける。出張所では、次の事務を行う。

1 戸籍 2 配給 3 徴税 4 諸証明

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、その期間は一か年とし、昭和三〇年一月三十一日まで在任するものとする。

(七) 議員の選挙区 選挙区を設けない。

(八) 教育委員会委員の任期及び定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を四人とし、昭和三〇年一月三十一日まで在任するものとする。

(九) 農業委員会委員任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を二人とし、昭和三〇年一月三十一日まで在任するものとする。

(一〇) 合併関係村の職員の身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づき、合併の際現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は引き続き新村の職員として身分を保有せしめ、職員の勤続年数は、これを継承するものとする。

一般職の職員の退職手当は、国家公務員に準じて、普通退職手当の額に左に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

1 昭和三〇年一月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二〇〇

2 昭和三〇年三月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一六〇

3 昭和三〇年六月末日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二三〇

(一一) 助役の定数 助役は一人とする。

(一二) 嘱託員の設置 当分の間現在のままとする。

(一三) 資産および負債

1 各村有資産は、無条件で新村に引き継ぐ。

2 各村有負債は、無条件で新村に引き継ぐ。

(一四) 消防団の統合 消防団は、統合して次の編成とする。

1 団長 一人

2 副団長 四人

3 分団長 一七人

4 団員は、現団員をもって充てる。

(一五) 同学校 学校は、現在のままとする。

(一六) 村税の賦課率

昭和二十九年度は現在のまま不均一課税とし、昭和三〇年度以降は均一課税とする。

(一七) 事業

各村における土木、耕地およびその他の各種の継続事業ならび既定計画事業は、継続して行うものとする。

(一八) 団体等の統合 次の団体の早期統合をあっせんする。

- 1 農業協同組合
- 2 農業共済組合
- 3 青年団
- 4 婦人会
- 5 その他

(一九) 大字および字の名称 大字および字は、現在のままとする。

(二〇) 砥用町との境界変更

砥用町との境界変更については、中央村発足後六か月以内に、希望する七部落について、多数の住民の意思にしたがい決定し、境界変更をなすものとする。

4 合併時の三役及び正副議長

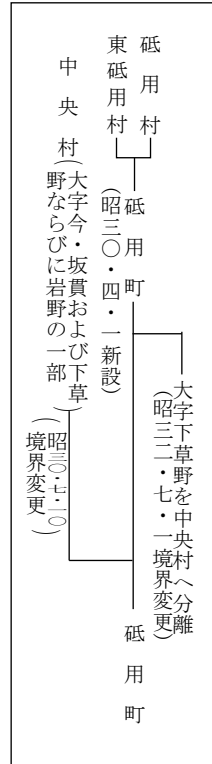
村名	長	助役	収入役	議長	副議長
中山村	篠塚 国平	富永 広記	舛田 孝	那須喜久馬	大倉 貞雄
年祢村	嘉悦 七蔵	村上 唯雄	中原 末記	吉武 直光	黒木 用八

5 合併時の関係町村の現況表

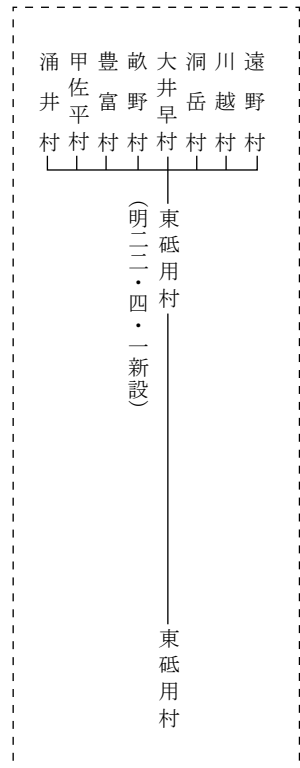
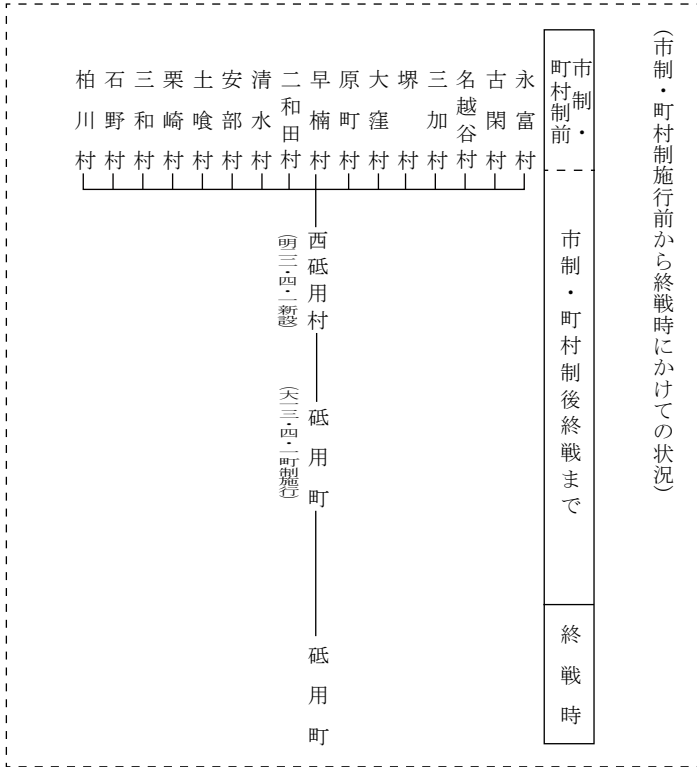
生産額	生産額				会社、工場、事業場(資本金五百万元以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税総額 千円	県税納税総額 千円	国税納税総額 千円	中学校以上 の学校 中学校 高等学校	官公署	業態の割合						積平方料	戸数	人口	区分				
	計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円								その業態	その他	都市的業態			農業者 人					その他 人	計 人	商工業 人	その他 人
														計	その他	計									
計 千円	175,500	1,038,856				45,874	2,247,912	1,758,190	438,400	1	3	7,070	3,799	3,271	2,073	1,551	53	50,496	1,756	9,241	中央村	合併	中山村	年祢村	
その他 千円	1	1	1	1		45,874	75,522	970	3,300	1	2	3,443	1,561	1,881	1,450	43	19,494	1,031	3,393	3,849		中山村	年祢村		
農産 千円						14,957	75,522	970	3,300	1	1	3,443	1,561	1,881	1,450	43	19,494	1,031	3,393	3,849		中山村	年祢村		
鉱工業 千円						31,917	75,522	970	3,300	1	1	3,443	1,561	1,881	1,450	43	19,494	1,031	3,393	3,849		中山村	年祢村		
計 千円	175,500	1,038,856				45,874	2,247,912	1,758,190	438,400	1	3	7,070	3,799	3,271	2,073	1,551	53	50,496	1,756	9,241	中央村	合併	中山村	年祢村	
その他 千円	1	1	1	1		45,874	75,522	970	3,300	1	2	3,443	1,561	1,881	1,450	43	19,494	1,031	3,393	3,849		中山村	年祢村		
農産 千円						14,957	75,522	970	3,300	1	1	3,443	1,561	1,881	1,450	43	19,494	1,031	3,393	3,849		中山村	年祢村		
鉱工業 千円						31,917	75,522	970	3,300	1	1	3,443	1,561	1,881	1,450	43	19,494	1,031	3,393	3,849		中山村	年祢村		

【旧下益城郡砥用町における合併の歴史】

1 終戦後の合併経緯と関係町村の沿革



(市制・町村制施行前から終戦時にかけての状況)



(一) 砥用町

元龜二年(一五七一)阿蘇家の老臣篠原丹後守がこの地に城を移し、一時当地の領主であったと伝えられ、その後、小西の領地となった。徳川時代に至り、東砥用と西砥用を合わせて砥用郷と称し、寛永一〇年(一六三三)砥用手永に属することになった。

明治三年(一八七〇)の藩政改革により、里正によって政治が行われていたが、戸籍法の施行後、明治七年に第九大区のうち、砥用地区を東と西の両区に分け、東に第七小区、西に第八小区を設け、区に戸長がいて政治を行っていた。同九年に町村の大合併があり、五六村が二四村にまとめられ、一二年郡区町村編成法の施行により、砥用地区二四か村は七行政区に分かれたが、本町地域は四区域に分かれた。さらに一七年には、二行政区域に改められた。その後二二年の町村制施行により永富村ほか一五か村が西砥用村となり、のち、大正一三年(一九二四)四月一日に町制が施行され砥用町となった。

(二) 東砥用村

明治一二年(一八七九)の郡区町村編制法施行前までは、砥用町の項で述べたとおりであるが、郡区町村編制法の施行により本村地域は四行政区域に分かれ、同一七年の改正により二行政区域となった。二二年町村制施行の際、遠野村ほか七か村が合併して東砥用村となった。

2 町村合併促進法制定後の経緯

砥用町と東砥用村は、歴史的にも地理的にも深いつながりをもっており、地域住民の生活環境、産業経済、社会文化の面においても共通するものがあつたので、合併の基礎はできていたといえる。

県は昭和二八年（一九五三）一月、合併試案を示して、関係町村の合併指導にあつたが、この試案においては当地区は砥用、東砥用両町村の合併となつてゐた。しかし、砥用町は、これより前、県に対して砥用、東砥用、年祢の三か町村合併を申し立ており、県の試案と砥用町が意図する三か町村合併の構想に食い違いが生じ、その後における各種摩擦の一因ともなつた。

翌二九年に入り、当地区における合併促進の気運はますます盛り上がり、東西両砥用間の交渉、年祢村との折衝等が頻繁に行われた。このような動きのなかで、一方においては中山、年祢両村合併の気運も濃厚となり、年祢村内の一部は砥用ブロック合併促進委員会を結成し、同村当局および村議会へ働きかけるまでになつた。

同年六月、中山、年祢両村の合併促進協議会が設置され、両村合併が具体化してくると、年祢村内の砥用合併派の動きはますます活発となり、村民大会の開催、県当局への陳情、議会の解散請求の動き等がみられはじめた。

一方、東砥用村内の世論は合併実現の線に固まりつつあり、砥用地区における町村合併の動きは最終段階に入つて昭和三〇年を迎えた。

中山、年祢両村の合併は、年祢村の一部を将来分村させることを条件として円満に解決し、三〇年一月一日中央村として発足した。このため砥用地区の町村合併は、砥用町、東砥用村の二か町村合併の線にそつて最後の段階に至つた。

同年一月二四日砥用、東砥用両町村議会において、両町村合併促進協議会の設置が議決され、委員の選任および事務局の設置が行われ、両町村の合併は、事務処理の段階に入った。二月八日第一回の合併促進協議会を開き、両町村合併の大綱を確立し、その後約一か月間は両町村の職員を総動員して文字どおり昼夜兼行で合併事務の作業が続けられた。

合併関係書類整備の完了をまつて、同年二月二一日両町村議会において同時に両町村合併ならびにこれに伴う諸案件の議決を行ない、ただちに、知事あてに合併申請の手続きがとられた。こうして両町村は、同年四月一日砥用町として新

しく発足した。

因みに、「砥用」の呼称については、平安時代、倭名抄に益城郡富神郷の名がでてゐる。吉田東伍博士によれば「この郷土名、訓注を欠けど、とむちにや。とむち転じてともちとなれるごとし。神の字をむちとよむことうんぬん」とあり、圭室諦成氏は吉田博士の説に対して「これは卓見と思う。とすればトムチのトは山、ムチは神、トムチで山神ということになる。さらに一歩進めて、山神とはどの山神をさすかという、わたくしは甲佐大明神とみている。甲佐町、中山村、砥用町方面が、かなりの町で独立した政治、経済、文化圏をもつてゐた。」と述べてゐる。この地域を砥用と書くようになったのは鎌倉時代かららしく、承安三年の文清にも「砥用小北両郷」と見えてゐる。東西両砥用が合併するにあたり、新町名を「砥用町」と定めたことは、きわめて自然ななりゆきであつた。

（中央村との境界変更）

中央村のうち旧年祢村の一部が砥用ブロック合併促進委員会を結成して、砥用町との合併を強く要望し続けてきたことは前述のとおりであるが、新砥用町発足後もこの動きはますます強くなり、砥用、中央両町村当局への働きかけが続けられた。両町村当局においても関係地域住民の要望にこたえ折衝を続けた結果、中央村と砥用町との境界変更の手続きがとられ、旧年祢村のうち大字今、坂貫、下草野の三大字の区域と大字岩野のうち長田ほか七字の区域が昭和三〇年七月一日をもつて砥用町に編入された。

しかし、その後、下草野の区域は、主として学生の通学問題から中央村復帰の声が強くなり、三二年七月一日同区域は境界変更により再び中央村に復帰した。

3 合併時の合併条件および協定事項

- (一) 合併の形式 合体合併
 - (二) 実施の時期 昭和三〇年四月一日
 - (三) 新町名 新町名は「砥用町」とする。
 - (四) 役場の位置
- 1 下益城郡砥用町大字土喰三九番地
 - 2 将来庁舎を新築する場合、位置その他については新町議会において協議決定するものとする。

(五) 役場出張所

現東砥用村役場（下益城郡東砥用村大字畝野一八七四番地）に出張所を置くものとする。出張所においては、次の事務を行なうものとする。

- 1 戸籍、住民登録に関する事項
- 2 配給に関する事項
- 3 徴税に関する事項
- 4 諸証明に関する事項
- 5 土地、家屋に関する事項
- 6 衛生に関する事項

(六) 議員の任期

町村合併促進法第九条第一項第一号の規定を適用し、昭和三〇年五月三〇日まで在任するものとする。

(七) 議員選挙区および定数

当初の選挙に限り各町村ごとに選挙区を設け、選挙区において選挙する議員定数は、それぞれ「一三人」とし、総数二六人とする。

(八) 教育委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の二の規定を適用し、その定数を四人とし、任期を昭和三〇年九月三〇日までとする。

(九) 農業委員会の委員の任期および定数

町村合併促進法第九条の三の規定を適用し、その定数を二〇人とし、昭和三一年三月三十一日まで在任する。

(一〇) 合併関係町村職員の身分取扱

町村合併促進法第二四条の規定に基づき、町村合併の際、現にその職にある合併関係町村の一般職の職員は、引き続き新町の職員としての身分を保有せしめ、職員の勤務年数は、これを継承する。

特別職の職員は、町村合併功労者として別に考慮する。一般職の職員の退職手当は、新町退職手当支給条例の定める額に次に掲げる割合を乗じて得た額を支給するものとする。

- 1 昭和三〇年四月三〇日までに退職の申し出をした者一〇〇分の二〇〇
- 2 昭和三〇年六月三〇日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一六〇

3 昭和三〇年九月三〇日までに退職の申し出をした者一〇〇分の一三〇

- (一) 助役の定数 一人とする。
- (二) 部落連絡員の設置
合併関係町村の嘱託員は、当分の間現在のままとし、将来必要に応じて統合整理する。
- (三) 資産および負債

- 1 各町村有資産は、新町に引き継ぐ。
- 2 各町村の有する負債は、新町に引き継ぐ。
- (一四) 消防団の統合 すみやかに統合するものとする。
- (一五) 事業

各町村における土木、耕地その他の継続事業および既定事業は、継続して行うものとする。

(一六) 左の団体の早期統合をあっせんする。

農業協同組合、農業共済組合、青年団、婦人会、その他

(一七) 町税の賦課率 標準税率による均一課税とする。

(一八) 大字および字の名称 現在のままとする。

4 合併時の三役及び正副議長

町村名	長	助役	収入役	議長	副議長
東砥用町	寺本 恵照	中瀬 潔	遠山 義雄	今田 政次	篠原 秀蔵
砥用町	吉成 孫作	大久保利夫	豊 義雄	吉田 信雄	間部 市次

5 合併時の関係町村の現況表

生産額				会社、工場、事業場(資本金五百万円以上)	前年度予算総額 千円	市町村税納税額 千円	県税納税額 千円	国税納税額 千円	中学校以上の学校 校	官公署	業態の割合						面積 平方科	戸数	人口	区分	
計 千円	その他 千円	農産 千円	鉱工業 千円								業態		業態								
											計 人	農業 人	計 人	都市的 業態 人							
															その他 人	商業 人					
四一、五七九	七八、六四〇	二七、七〇八	五五、二三三	一	三六、八〇四	一九、三三三	三、二〇〇	八、五七六	一	二	九	五、七三四	三、八四	五、一九七	三、三六	二、〇五三	一、三〇九	九二、七六	二、六三二	一四、六七六	砥用町
三五、九三六	四三、八五〇	一四、七三六	三三、三五〇	一	二二、六二二	九、九七二	二、二四〇	六、三三三	一	一	八	二、六四六	一、八三	二、七八〇	三、八〇	一、七九九	一、二二一	五、一九八	一、五九九	八、四九九	合併 砥用町
一八、五六一	三三、七九〇	二八、九七〇	二二、八八一	一	一五、八三三	九、三五一	九〇	二、三五六	一	一	一	三、〇八八	二〇	二、四二七	四、一	一、九八	一、〇七三	四〇、七九	一、〇七三	六、二七七	東砥用町